

III 主要事項

～すべての人々のための社会・生活基盤の構築～

第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに係る支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

1 待機児童の解消などに向けた取組 5,310億円(4,919億円)

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実 4,612億円(4,304億円)

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大(約7万人)を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1万人→1.3万人)、延長保育(58.0万人→60.2万人)、休日・夜間保育(休日:10万人→11万人、夜間:224箇所→252箇所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人→延べ171.8万人)などの充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実 317億円(308億円)

保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう、箇所数の増(26,310箇所→27,029箇所)を図る。

(3) 地域の子育て支援の充実(一部重点) 344億円(307億円)

すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため、市町村に交付金を交付する。

特に、地域の子ども・子育て支援の機能強化を図るため、地域子育て支援拠点事業について、子育て家庭が多様な事業や給付の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの利用者支援を行うとともに、世代間交流や地域ボランティアとの協働など地域との協力体制を強化した「地域機能強化型」を創設する。

また、一時預かり事業について、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

(4) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援(復興(復興庁計上)) 37億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 児童手当制度

1兆4,311億円(1兆4,585億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給に必要な額を確保する。

3 児童虐待・DV 対策、社会的養護の充実

989億円(963億円)

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

932億円(915億円)

① 児童虐待防止対策の推進

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを図る。

② 家庭的養護の推進

家庭的養護への転換を図るため、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、既存の建物の賃借料の支援（月額10万円）により小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などでの養護を推進する。

③ 被虐待児童などへの支援の充実

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行うとともに、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算や保育士配置の充実を図る。

④ 要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

児童養護施設などの措置を延長した大学進学者などに対して、入学時の支度費を含め、特別育成費を支給するとともに、措置解除時に自立生活支度費などを支給する。また、中卒・高校中退などの児童にも、自立に役立つ資格取得に必要な経費を支給する。

(2) 児童養護施設などの家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実(一部重点) **36億円(27億円)**

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力に推進するため、各都道府県で策定する小規模化などの計画に基づく施設整備を評価した上で、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの整備を重点的に支援する。

(3) 配偶者からの暴力(DV)防止 **43億円(43億円)**

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,917億円(1,880億円)

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 **39億円(37億円)**

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。また、高等技能訓練促進費等事業などについて、新たに父子家庭の父を対象に加える。

(2) 自立を促進するための経済的支援 **1,853億円(1,819億円)**

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3) 女性の就業希望の実現(再掲・34ページ参照) **24億円(23億円)**

5 母子保健医療対策の推進

262億円(271億円)

(1) 不妊治療などへの支援【一部新規】 **94億円(105億円)**

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費用の

一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

また、離島振興法の改正に伴い、離島に居住する妊婦の健康診査を受診するための交通費などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患などへの支援

165億円(164億円)

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する(小児慢性特定疾患治療研究事業)。なお、難病対策に係る検討(75ページ参照)と併せ、当該事業の在り方について、予算編成過程で検討する。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・34ページ参照)

78億円(92億円)

第2 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保

分厚い中間層の復活を目指し、労働市場への「参加保障」の理念により、できる限り多くの人が働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、若者の安定雇用の確保、女性の活躍促進、障害者・高齢者の就労促進、成長分野などでの雇用創出、人材の育成の推進、就職困難者などすべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築、震災復興のための雇用対策により、「全員参加型社会」の実現を図る。

1 働く「なでしこ」大作戦の推進(女性の活躍促進による経済活性化)

187億円(149億円)

(1) 女性の活躍促進のための営業大作戦の本格実施【一部新規】

6.6億円(5.7億円)

企業のポジティブ・アクションの取組を促進するため、「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の本格実施により、企業に直接働きかける。また、専用ポータルサイトでの開示などによる女性の活躍状況の「見える化」を促進するとともに、企業の労使で男女の均等度合いを把握してポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり(格差の見える化)や、メンター(※1)やロールモデル(※2)の確保・育成が困難な企業がネットワークをつくることによる女性の相互研鑽、研修などを行う仕組みづくりを支援する。

※1 メンター：後輩から相談を受け、その問題をサポートする人物

※2 ロールモデル：豊富な職務経験を持ち模範となる人物

(2) 女性の就業希望の実現

24億円(23億円)

子育て中の女性などがその能力を發揮できる職場を確保できるよう、実施拠点を拡充するなど、マザーズハローワーク事業の一層の強化などを図る。

(3) 仕事と育児の両立支援策の推進【一部新規】

78億円(92億円)

仕事と育児の両立を実現するため、育児・介護休業法の周知徹底、期間雇用者の育児休業や短時間勤務の取得などに関する好事例の収集・普及などを行うとともに、両立支援に取り組む事業主などへの助成を行う。また、イクメンプロジェクトの拡充などにより、男性の育児休業の取得を促進する。

なお、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、助成内容や支給要件などの抜本的見直しを行う。

(4) 仕事と介護の両立支援策の推進【新規】 **52百万円**

労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの両立支援対応策モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や両立モデルなどを内容とする労働者向けハンドブックの作成、シンポジウムの開催などを行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成24年6月～7月実施）の提言関連

(5) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】
(再掲・43ページ参照) **16億円(25億円)**

(6) 改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施)(再掲・44ページ参照) **3.8億円(3.4億円)**

(7) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】
(再掲・43ページ参照) **58億円**

2 「全員参加型社会」の実現

1,071億円(989億円)

(1) 「若者雇用戦略」の推進(若者の安定雇用の確保) **359億円(317億円)**

① 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進(一部復興(復興庁計上))

106億円(112億円)

大学などの未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化を図るとともに、中小企業団体・ハローワーク・大学等間の連携強化・情報共有化などにより、関係省庁一体となって新卒者・既卒者に対する就職支援を促進する。

なお、被災地域の就職環境が厳しい状況にあることから、ジョブサポーターを活用し、被災新卒者などの就職の促進を図る。

② 若者と中小企業とのマッチングの強化(「若者応援企業」宣言の実施)【新規】

2.7億円

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業

による「若者応援企業」宣言を行う仕組みを構築する。

また、若者応援企業を集めた面接会の実施、ジョブサポーターによる定着支援などを行う。

③キャリア教育の推進 **28百万円(14百万円)**

教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し、中学、高校、大学などの段階ごとに、キャリア教育を効果的に指導できる専門人材を養成する。

また、若者雇用戦略に基づき設置される「地域キャリア教育支援協議会」への労働局や公共職業能力開発施設の参画などにより、地域の人材ニーズに基づいたキャリア教育を推進する。

④キャリア・コンサルティングの活用促進 **1.4億円(1.3億円)**

キャリア・コンサルタントの体系的な養成や質の向上を図るため、キャリア・コンサルタントの指導者養成などを行うとともに、キャリア・コンサルタントについての情報提供体制を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を推進する。

⑤フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの支援 **104億円(65億円)**

わかものハローワークなどで、若者雇用支援の専門員による個別指導、トライアル雇用やジョブ・カードを活用した有期実習型訓練により、フリーターなどの就職支援、キャリア・アップを促進する。

また、非正規雇用で働く労働者のキャリア・アップ（正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）に取り組む企業に対して、ハローワークを中心に、総合的な支援を行う。

⑥ジョブ・カード制度の推進【一部新規】 **95億円(105億円)**

公共職業訓練や求職者支援訓練でのジョブ・カードの活用促進や、ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓、学生用ジョブ・カードの活用の好事例の収集・普及などにより、ジョブ・カードを取得した訓練受講者などの円滑な就職を促進する。

⑦ニートなどの若者の職業的自立支援の強化 **34億円(20億円)**

ア 地域若者サポートステーションの拡充 **18億円(20億円)**

地域若者サポートステーション（サポステ）の設置拠点の拡充（115カ所→140カ所）や積極的な周知により、ニートなどの若者の職業的自立支援を強化する。

イ サポステ・学校連携推進事業【新規】(重点) 16億円

サポステと学校の連携体制を構築し、新たに在学生に対するアウトリーチ（訪問支援）を行う。また、切れ目のない支援を行えるよう、サポステと学校などが中退者情報を共有し、中退者の支援を強化する。

⑧高校中退者などに対する学卒者訓練の受講支援【新規】 1.2億円

就業意欲のある高校中退者や中卒者の職業訓練の機会を確保するため、高校中退者などに対する学卒者訓練の受講支援を行う。

(2)働く「なでしこ」大作戦の推進(女性の活躍促進による経済活性化)(再掲・34ページ参照) 187億円(149億円)

(3)障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現) 226億円(219億円)

①障害者権利条約の批准などに向けた障害者雇用促進制度の見直し【一部新規】

41百万円(11百万円)

障害者権利条約の批准などに対応するため、労働政策審議会の議論を受けて、労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場での合理的配慮の提供を確保するための措置など、障害者雇用促進制度の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

②中小企業への支援などの強化や、地域の就労支援力の更なる強化【一部新規】

88億円(82億円)

職場実習の促進を図るための事業の実施などによる中小企業への支援や、法定雇用率引き上げに対応するための雇用率達成指導の強化を行う。

また、雇用と福祉の連携のための「障害者就業・生活支援センター」の拡充・機能強化を図る。

③障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化【一部新規】

36億円(30億円)

ハローワークでの精神障害者、発達障害者、難病患者に対する就職支援体制の充実を図る。

また、医療機関での精神障害者の就労支援の取組・連携を促進するためのモデル事業を実施する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成24年6月～7月実施）の提言関連

④障害者の職業能力開発支援の充実【一部新規】 **54億円(55億円)**

平成 24 年 6 月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、委託先開拓のための委託費単価の見直し、担当者制で一貫して支援を行う職業訓練コーチへの支援体制の集約化などを行い、委託訓練の充実を図る。

また、障害者に対する指導技法の開発・実務演習などを行うとともに、都道府県が中心となって、地域の関係機関との連携・協力体制を構築することにより、障害者職業訓練の強化を図る。

(4)高齢者の就労促進(「生涯現役社会」の実現) **298億円(305億円)**

①年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進【新規】 **105億円**

年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動を実施する。

②高齢者などの再就職の援助・促進【一部新規】 **35億円(22億円)**

高齢者が安心して再就職支援を受けられることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。

③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大 **133億円(124億円)**

シルバー人材センターの活用などにより、定年退職後などの高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

(5)治療と職業生活の両立支援の推進 **40百万円**

①疾病を抱える労働者に対する就労継続支援【新規】 **13百万円**

疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立の支援を図るため、企業や医療機関向けの就労継続支援の手引の作成、企業からの相談体制の整備などの取組を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

②長期にわたる治療などが必要な疾病を抱えた求職者に対する就職支援【新規】

27百万円

ハローワークと医療機関などとの連携体制の構築に向け、ハローワークに専門的就職支援ナビゲーターをモデル的に配置するなど、長期にわたる治療などが必要な疾病を抱えた求職者の就職支援を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

3 成長分野などでの雇用創出、人材の育成の推進

2,460億円(2,825億円)

(1) 成長分野などでの雇用創出の推進 135億円(54億円)

①都道府県による産業政策と一体となった雇用創造の支援の抜本的な強化(「地域雇用創造総合プログラム」の創設)【新規】(一部重点) 56億円

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する。また、雇用創造に向けた取組への準備が必要な地域については、必要な支援により地域の雇用創出力を強化する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

②成長分野での積極的な雇用創出・人材育成・就職支援【新規】 3.8億円

日本の「雇用をつくる」人材(グローバルな視点をもって仕事をして成果を出せる人材、創業・起業や新事業展開を支える人材など)を確保・育成していくために、人材像の明確化や、確保・育成の手法について開発を行う。

また、主要ハローワークで、成長分野への事業展開などを行う企業に対する人材確保や人材育成の支援、求人・求職のマッチングなどを強化する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

③成長分野などの中小企業による魅力的な職場づくりの取組の支援【新規】 44億円

働きやすく、働きがいのある魅力的な職場づくりを進めるため、先駆的な事例を集めたケースブックの作成・普及、新たな助成金の創設など、中小企業が行う雇用管理の改善の取組への総合的かつきめ細かな支援を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

④介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化(一部後述・46ページ参照)

31億円(54億円)

人材不足が深刻化する介護・医療・保育職種の人材確保に向け、主要ハローワークの「福祉人材コーナー」の運営体制の拡充を図るなど、福祉分野の職種を希望する方々に対する支援を強化する。

また、介護・医療現場での勤務環境の改善に向けた取組を推進する。

(2) 成長分野などでの人材育成の推進 **2,122億円(2,589億円)**

① 成長分野・ものづくり分野での離職者訓練や在職者訓練の推進(一部復興(復興庁計上)) **2,080億円(2,582億円)**

離職者に対して、民間教育機関などを活用し、被災地の求職者への対応も含め、介護、情報通信、環境・エネルギー分野などの成長分野の実践的な公共職業訓練や求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者に対する就職支援を強化する。また、地域や産業ニーズに基づき、ものづくり分野の公共職業訓練を実施する。

さらに、在職者に対して、業界団体などと連携し、成長分野へ展開を図る企業の人材育成に資する訓練カリキュラムを開発し、これを基に在職者訓練を実施する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

② 長期の訓練コースの開発・設定【新規】 **8.7億円**

公共職業訓練で、関係省庁と連携し、成長分野などでの中核人材育成などを可能とする長期の訓練コースの開発や積極的な設定を進める。

③ ものづくり立国の推進【一部新規】 **42億円(6.2億円)**

企業OBなどの優れた技能者(ものづくりマイスター(仮称))が実技指導などを行う「若年技能者人材育成支援等事業(仮称)」により、技能競技大会参加者の拡大や若年技能者のスキルアップ、効果的な技能の継承などの支援を行う。

また、熟練技能者の技能について、文書や映像などで保存するとともに、優れた技能を紹介するイベント・ものづくり体験教室の開催や、卓越した技能者への表彰を行う。

④ 新事業展開地域人材育成支援事業の推進 **1億円(1億円)**

地場産業が集積する地域の業界団体など(事業協同組合など)が教育訓練機関と連携し、これまで培ってきた技能・技術を活かし新たな事業展開を図る企業に対し、必要となる技能の付与を行うための教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施などの人材育成支援を行う。

(3) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進 **203億円(182億円)**

① 労働者・企業に対する職業能力開発への支援【一部新規】 **123億円(95億円)**

ア 政策課題に沿った人材育成への支援 **115億円(91億円)**

事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合などに必要な経費などの助成を行うキャリア形成促進助成金を、政策課題(若年者、グローバル人材、成長分野やものづくり分野の人材育成など)に沿った訓練に重点助成する。

また、非正規雇用で働く労働者の人材育成については、その抜本的な強化に向け

た検討の結果に基づいた新たな取組を推進する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成 24 年 6 月～7 月実施）の提言関連

イ 中小企業などでのキャリア形成支援【一部新規】 **8.4 億円(4.1 億円)**

キャリア・コンサルタントの派遣などにより、非正規雇用や中小企業の若年労働者がキャリア・コンサルティングを受けられるようにするとともに、計画的な人材育成のための助言など中小企業への総合的な支援を強化する。

また、ワーキングホリデーなどの海外経験を希望する若者に対して、キャリア・コンサルティングなどによりキャリア形成を支援する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成 24 年 6 月～7 月実施）の提言関連

②キャリア・コンサルティングの活用促進(再掲・36ページ参照) **1.4 億円(1.3 億円)**

③ジョブ・カード制度の推進(再掲・36ページ参照) **95 億円(105 億円)**

④職業能力評価基準の整備・活用促進 **1.8 億円(2.5 億円)**

職種ごとに必要な能力要件を明確化した職業能力評価基準の策定・改訂を推進し、業界ごとの実情に基づいて人材育成・評価のためのツール（キャリアマップ、職業能力評価シート）の開発・導入を進めながら、社内検定や業界検定につなげるなど、職業能力評価基準の一層の活用を図る。

⑤技能検定制度の整備 **10 億円(14 億円)**

産業技術の高度化などに対応した検定基準・課題の見直し、社会的ニーズに基づいた検定職種の作業など見直しとともに、国、都道府県、職業能力開発協会や関係団体との連携強化や民間機関の活力の活用促進により、技能検定制度の整備を進める。

4 重層的なセーフティネットの構築

3,882 億円(4,326 億円)

(1)生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」の創設)【新規】(一部重点)

100 億円

「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」を創設し、生活保護受給者やポ

一ダ一層など、生活困窮者を広く対象に、自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備し、早期支援を徹底するなど、就労支援を抜本的に強化する。

また、これに併せ、対象者の課題に応じた能力開発などの支援施策の充実を図る。

(2) 公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発や訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援(一部復興(復興庁計上))(一部前述・40ページ参照) 2,073億円(2,572億円)

被災地の求職者への対応も含め、就職のために能力の向上が必要な者に対し、公共職業訓練や求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を実施する。

労働局と都道府県などとの連携や訓練機関への巡回指導の強化を図るとともに、ハローワークの就職支援体制を強化し、きめ細かな就職支援を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

※ 雇用保険制度(1/4)や求職者支援制度(1/2)の国庫負担金の本則復帰に係る経費については、予算編成過程で検討する。

※ 失業等給付費として、1兆7,732億円(1兆7,790億円)を計上。

5 震災復興のための雇用対策

1,123億円(876億円)

(1) 震災等緊急雇用対応事業の拡充(復興(復興庁計上)) 500億円

東日本大震災の被災者の当面の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、全国各地に避難している被災者の帰還を支援するため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに実施期間を延長する。

(2) 福島避難者帰還就職支援総合プロジェクト【新規】 8億円

自治体や経済団体から構成される協議会に対し、避難解除区域への帰還者の雇用促進に資する就職活動支援セミナーなどの支援事業を委託する。

また、福島県の市町村に対し助成金など雇用創出の支援ツールについて、市町村の実情に応じた活用方法の提案や、手続・運営などに関するアドバイスをを行う。

さらに、福島県外の避難者の就職支援体制を充実する。

第3 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現

分厚い中間層の復活を目指し、就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して働くことができるよう、非正規労働者の働き方をめぐるルールを整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、労働者が生涯を通じて安全で健康に働くことができる労働環境の整備などを推進し、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現を図る。

1 「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けて(非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善) 325億円(283億円)

(1) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】

58億円

平成 24 年 3 月に策定した「望ましい働き方ビジョン」などに基づき、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを策定するとともに、事業主のこれらの取組を促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる指導援助体制を抜本的に強化する。併せて、非正規雇用の問題についての国民的議論を喚起する。

このほか、非正規雇用で働く労働者の人材育成については、その抜本的な強化に向けた検討の結果に基づいた新たな取組を推進する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】

16億円(25億円)

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援や雇用管理改善のモデル事業を実施する。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

(3)改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施) **3.8億円(3.4億円)**

改正労働契約法の改正内容の周知を行うとともに、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が可能となるよう、無期転換の好事例の収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及を行う。

また、有期契約労働者を雇用する事業主に対し、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について、必要な指導などを行う。

(4)今後の労働者派遣制度の在り方についての検討 **69百万円(81百万円)**

改正労働者派遣法や附帯決議などに基づき、期間制限・専門26業務の在り方や、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方などについて検討する。

(5)職業能力評価基準の整備・活用促進(再掲・41ページ参照)

1.8億円(2.5億円)

(6)最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底(再掲・47ページ参照) **35億円(41億円)**

(7)フリーターなどのキャリア形成、正社員転換などの就職支援の強化(再掲・36ページ参照) **104億円(65億円)**

(8)ジョブ・カード制度の推進(再掲・36ページ参照) **95億円(105億円)**

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

93億円(109億円)

(1)過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し **10億円(12億円)**

年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発・普及や、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した長時間労働の抑制への対応など、労使の自主的な取組の支援を行う。

長時間労働の実態などに関する調査を実施し、必要な検討を行う。

(2) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

98百万円(52百万円)

看護師などの医療従事者の勤務環境を改善するため、医療労働に関する専門的な相談体制を拡充するとともに、医療機関などでの労働時間の管理の改善に向けた地域の取組体制を強化する。

(3) バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制【一部新規】

1.5億円(97百万円)

運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令などの講習を行う。また、国土交通省との都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善などに係る情報・意見交換を行う。

さらに、業界団体未加入の事業者を中心に、労働基準関係法令などの周知などを行う。

(4) 適正な労働条件下でのテレワークの推進、良好な在宅就業環境の確保など

67百万円(72百万円)

「在宅勤務ガイドライン」の周知、テレワーク相談センターでの相談の実施や、労務管理などに関するセミナーの開催により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。

また、在宅就業を良好な就業形態とするため、在宅就業者や仲介機関など発注者を対象とした支援事業を実施する。

(5) 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・34ページ参照)

78億円(92億円)

(6) 仕事と介護の両立支援策の推進(再掲・35ページ参照)

52百万円

(7) 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援(再掲・38ページ参照)

13百万円

(8) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部前述・43ページ参照)

97百万円(3億円)

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

83億円(77億円)

(1) 業種の特성에応じた労働災害防止対策の推進【一部新規】(一部前述・39ページ参照) 5.3億円(1.1億円)

労働災害の発生件数が多く、安全に対する意識の低い傾向にある第三次産業（小売業、社会福祉施設など）について、事業者に対するコンサルティングを実施し、安全に対する動機付け・意識高揚を図りつつ労働災害防止のための取組を推進する。

また、陸上貨物運送事業の荷役作業現場での墜落・転落防止のためのガイドラインの策定、指導や建設業の手すり先行工法や個人用保護具の普及により、墜落・転落災害の防止を図る。

(2) 復興工事に従事する労働者の安全確保(再掲・48ページ参照)【一部新規】 2.5億円(3億円)

(3) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策(再掲・48ページ参照) 5.1億円(6億円)

(4) 原発事故からの復旧・復興事業者の適正な放射線管理実施の指導(再掲・48ページ参照)【新規】 1.6億円

(5) 石綿ばく露防止対策の推進【一部新規】 15億円(15億円)

引き続き建築物などの解体作業での石綿ばく露防止対策の徹底を図るとともに、石綿含有製品の輸入などの禁止の徹底を図る。

また、改正が予定される労働安全衛生法による電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定や譲渡制度の円滑な施行を図る。

(6) 職場での化学物質対策の強化【一部新規】 9.9億円(8.9億円)

職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いた有害性評価を10年間で集中的に実施する。(「既存化学物質評価10ヵ年計画」)

(7) 職場でのメンタルヘルス対策の推進 33億円(36億円)

平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、改正が予定される労働安全衛生法による小規模事業場などに対する面接指導の実施などを支援する。

また、事業場でのメンタルヘルス不調者の職場復帰支援について、モデルプログラムの策定などにより充実を図る。

(8) 職場での受動喫煙防止対策の推進 **12億円(7.4億円)**

職場での受動喫煙防止対策を推進するため、中小企業事業主に対する喫煙室設置に係る財政的支援を拡充する。

また、受動喫煙の有害性や対策の必要性についての周知、啓発を行う。

4 良質な労働環境の確保

71億円(74億円)

(1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底 **35億円(41億円)**

雇用戦略対話での合意に基づき、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。

また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 **16億円(15億円)**

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争（個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル）の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーの体制の強化を図る。

(3) 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】 **90百万円(72百万円)**

「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」などに基づき、この問題の予防・解決に向けて国民や労使に周知・広報を実施する。

また、労使がこの問題への取組を進める際に活用できる参考資料を作成するとともに、具体的な取組を促していくためのセミナーを開催する。

(4) 労働法制の基礎知識の普及促進 **50百万円(23百万円)**

若者を中心に事業所の法違反やトラブルによる早期退職を防止するため、労働法制の基礎知識の普及を図る。

また、個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者・事業者などに対し、

労働契約法などの労働関係法令の教育、情報提供などを実施する。

- (5) 義肢等補装具費支給制度の拡充【一部新規】** 86百万円(52百万円)
筋電電動義手など、義肢等補装具費支給制度の拡充を図る。

- (6) 労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上** 18億円(17億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の利用促進などにより、労働保険料の収納率の向上を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,913億円(8,957億円)を計上。

※ 国家公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う中央労働委員会の体制整備に必要な経費については、予算編成過程で必要に応じて措置を講ずる。

5 震災復興のための労働安全衛生対策 9.2億円(9億円)

- (1) 復興工事に従事する労働者の安全確保【一部新規】** 2.5億円(3億円)
被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて職長、管理監督者などに対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

- (2) 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策** 5.1億円(6億円)

東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置などについて立入調査などによる適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた緊急作業従事者に対し、がん検診などを実施する。

- (3) 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導【新規】** 1.6億円

除染、復旧・復興作業などを行う中小零細企業の団体を通じて、適切な放射線管理の実施について指導を行う。

第4 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却と貧困の連鎖の防止対策、自殺・うつ病対策、災害救助法による災害救助などにより暮らしの安心を確保する。

1 生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却、「貧困の連鎖」の防止

2兆9,704億円(2兆8,182億円)

- (1)生活困窮者支援体系の確立 210(うち重点142)億円(20億円)
- ①「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築など【新規】(重点) 55億円
平成24年秋を目途に策定される生活支援戦略(仮称)に基づき、「包括的」かつ「伴走型」の支援を実施する総合相談支援センター(仮称)の設置、多様な就労支援や生活支援事業など生活困窮者支援のモデル事業を行う。
 - ②生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」の創設)【新規】(一部重点)(再掲・41ページ参照) 100億円
 - ③生活保護受給者への居住支援【新規】(重点)(再掲・50ページ参照) 5.6億円
 - ④ニートなどの若者の職業的自立支援の強化【一部新規】(一部重点)(再掲・36ページ参照) 34億円(20億円)
 - ⑤子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(再掲・50ページ参照)
セーフティネット支援対策等事業費補助金256億円の内数
 - ⑥介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(重点)【新規】 8.3億円
生活保護世帯の子どもが高校卒業後に介護福祉士養成施設などに就学を希望する場合に、現在の授業料などの修学資金に加えて、生活費の一部を貸付することにより、生活保護世帯の子どもの自立と生活の安定につながる資格の取得を支援する。
 - ⑦ひきこもりの人やその家族への支援【新規】(重点) 7億円
ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が

可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村によるひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

(2) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

2兆9,319億円(2兆7,924億円)

①生活保護に係る国庫負担

2兆9,313億円(2兆7,924億円)

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に必要な経費を確保する。

また、平成24年秋を目途に策定される生活支援戦略(仮称)に基づき、生活保護受給者の状況に応じた自立の助長を一層図るとともに、給付の適正化などを徹底する観点から生活保護制度の見直しを実施する。

※ 生活保護基準の検証・見直しの具体的内容については、予算編成過程で検討する。

②生活保護受給者への居住支援【新規】(重点)

5.6億円

生活保護受給者の地域での自立した生活を支援するため、民間団体などを活用して生活支援の見守りを行い、併せて居住支援の一環として代理納付(自治体が受給者に代わり家賃を納付する形での現物給付の仕組み)を積極的に促進することで、住まいの選択肢を拡大する。

③子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)【一部新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金256億円の内数

「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

2 自殺・うつ病対策の推進

65億円(51億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備(再掲・86ページ参照) 7.5億円(7.9億円)

(2) 認知行動療法の普及の推進(再掲・87ページ参照) 1億円(98百万円)

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

3. 2億円(3. 3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

33億円(37億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や地域でのメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域の各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場でのストレスなどの要因に対して適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からない事業者などに対し支援を行う。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲・87ページ参照)

1. 1億円(1. 1億円)

(6) 被災地心のケア支援体制の整備(復興(復興庁計上))(再掲・88ページ参照)

18億円

3 災害救助法による災害救助など

683億円(494億円)

(1) 災害救助法による災害救助(復興(復興庁計上))

648億円(494億円)

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

(2) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業の継続実施(復興)

16億円

東日本大震災発災後、生きにくさ、暮らしにくさを抱える方々が、いつでもどこで

も相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、問題を抱える方々の悩みを傾聴するとともに、各種支援策や実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を継続実施する。

(3) 福祉避難所の設置促進【新規】(復興) **19億円**

災害時に災害時要援護者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し一定の配慮が行われる福祉避難所について、市町村で円滑にその指定や運営が行われるよう、設置計画の作成のための協議会の開催、災害発生を想定した運営訓練や、福祉避難所として必要な備品、消耗品などの購入経費について、短期間に重点的に財政措置を行う。

4 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

354億円(382億円)

(1) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続(支給事務費) **99百万円**

戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金について、現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉を行うこととし、継続して支給する。

(2) 戦没者慰霊事業などの推進 **21億円(22億円)**

戦後 70 周年にあたる平成 27 年度に向けて、未だ特定に至っていない抑留中死亡者の資料の入手や旧ソ連地域の遺骨帰還事業などを民間団体などの協力も得ながら集中的に実施するほか、硫黄島からの遺骨帰還のための特命チームの定めた「遺骨帰還プラン」に沿って、硫黄島での遺骨帰還事業を引き続き実施するなど、すべての地域で可能な限り速やかに遺骨が御帰還できるような取組などを推進する。

(3) 中国残留邦人等の援護など **110億円(112億円)**

中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、戦没者などの援護関係資料について、先の大戦に関する歴史的資料でもあることから、後世への伝承や広く国民や研究者などが利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。

また、介護サービスを必要とする永住帰国者が円滑に介護や援護の制度を利用でき

るよう、全国を7つのブロックに分けて、各ブロック内に介護コンサルタント（仮称）を配置し、介護関係者などへの研修などを実施する自治体を支援する。

第5 信頼できる年金制度に向けて

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、持続可能で安心できる年金制度の構築に向け、基礎年金国庫負担2分の1を維持する。また、国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取組を進める。

1 持続可能で安心できる年金制度の運営

10兆7,525億円(8兆945億円)

消費税引上げ分を償還財源とするつなぎ公債（年金特例公債）の発行により確保される財源を活用して、基礎年金国庫負担割合2分の1の維持を図る。

2 年金記録問題への取組

737億円(944億円)

(1) 紙台帳とコンピュータ記録との突合せの促進

452億円(660億円)

被保険者の方々について、紙台帳などとコンピュータ上の年金記録の突合せを全件行うとともに、平成24年度中に突合せを終える年金受給者の方々を含め、その結果について必要なお知らせなどを進める。

(2) ねんきんネットを活用した年金記録の確認・記録問題の再発防止

21億円(22億円)

年金記録をより手軽に確認できるよう、ねんきんネットを活用した「e-年金通帳」を開始するとともに、スマートフォンでの利用を可能にするなどの充実を図る。また、インターネットを活用できない方のために、「e-年金通帳」の印刷交付サービスなどを推進する。

また、被保険者の方々などの届書や年金記録の正確性を確保し、新たな記録問題の発生を防ぐため、ねんきんネットを活用して届書作成を支援するなど、機能の充実を図る。

※ 平成 25 年 1 月より、未だ持ち主が見つからない記録について、ねんきんネットでの検索ができるようにするとともに、市町村・郵便局などの協力を得て、年金記録の確認を呼びかけるキャンペーンを推進する。

(3) その他必要な記録問題対策の推進など **264億円(262億円)**

厚生年金基金の加入員記録と厚生年金の被保険者記録との突合せや基礎年金番号の重複整理など、記録問題解決に向けた取り組みを行う。

3 厚生年金保険や国民年金の適用・保険料収納対策の取組強化
37億円(8.9億円)

年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の未適用事業所の加入促進対策や、国民年金の保険料納付率を向上させる対策の取組強化を図る。

4 日本年金機構が行う公的年金事業に関する業務運営
(一部前述・上記(2・3)参照) 3,262億円(3,375億円)

日本年金機構で、国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取組を引き続き促進するとともに、将来の無年金・低年金者の発生を防止するための後納制度の円滑な実施、サービスの質の更なる向上や相談体制の拡充を行い、効率的かつ公正透明な事業運営に取り組む。

※ 過去の年金国庫負担繰り延べの返済、年金保険料の事務費への充当の解消については、予算編成過程で検討する。

～どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・ 介護サービスが受けられる社会の実現～

第1 安心で質の高い医療・介護サービスの安定的な提供

「医療イノベーション5か年戦略」(平成 24 年6月6日医療イノベーション会議決定)に基づき、革新的医薬品・医療機器の創出や世界最先端の医療の実現に向けた医療イノベーションを推進する。

どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現するため、地域医療の強化のための緊急対策をはじめ、地域医療確保対策、在宅医療の推進などを内容とする医療提供体制の機能強化を図る。

また、安定的で持続可能な医療保険制度とするため、各医療保険制度に係る必要な経費の確保などを図る。

その他、認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進をはじめとする安心で質の高い介護サービスの確保を図ることなどにより、安心で質の高い医療を提供する。

1 医療イノベーションの推進など

617億円(290億円)

(1) 医療イノベーション5か年戦略の着実な推進(特別重点)	411億円
(i) 革新的医薬品・医療機器の創出	341億円
① 創薬支援ネットワークの構築	41億円

アカデミアなどの優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげるため、医薬基盤研究所が中心となって本部機能を担い、理化学研究所や産業技術総合研究所、大学などの創薬関係機関で構成する「創薬支援ネットワーク」を構築する。このネットワークでは、「死の谷」と呼ばれる応用研究(特に最適化研究)から非臨床試験に対して、平成24年6月に決定した「医療イノベーション5か年戦略」に定められたがんや難病をはじめとする8つの重点領域の有望シーズを中心に切れ目のない実用化支援を行い、治験への導出などを図る。

② 重点領域の創薬研究開発の推進	139億円
ア がん	60億円

難治性がんや小児がんを含む希少がんなどを中心に、抗体医薬などの分子標的薬や核酸医薬、がんペプチドワクチンなどの創薬研究に関して、適応拡大も含め、国際水準の非臨床試験や医師主導治験を強力に推進する。

また、早期診断を可能とする革新的な診断方法(診断薬など)の実用化へ向けた研究を推進する。

さらに、がん治療薬の実用化を推進するため、PMDAの審査員と研究者が一体とな

り、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを整備する。

イ 難病・希少疾病 **29億円**

(「創薬支援ネットワークの構築(41億円)」(前述・56ページ参照)の一部(5億円)を含む)

(「再生医療の推進(37億円)」(後述・59ページ参照)の一部(6億円)を含む)

難病・希少疾病の革新的診断・治療法開発のため、創薬関連研究をはじめ、再生医療技術を用いた研究や個別化医療に関する研究を総合的・戦略的に推進する。

また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病の医薬品や医療機器を開発する企業などに対する支援の強化を図る。

ウ 肝炎 **32億円**

B型肝炎や肝硬変に対する新規治療薬などの開発を目指した研究などを推進する。

また、肝炎研究の中核施設による先進的な臨床研究を行うことのできる体制整備を図る。

エ 感染症 **15億円**

新興・再興感染症などに対する次世代ワクチンや世界初のエイズ予防ワクチンの開発、革新的HIV治療薬や合併症の治療薬の創薬研究を推進する。

また、開発ワクチンの国内外への普及・展開を促進するための実用化研究を推進する。

さらに、国、日本の製薬企業、民間基金などが連携して資金を拠出し、熱帯病などの開発途上国向けの医薬品の研究開発や製品化を促進する。

オ 糖尿病・脳心血管系疾患 **7.4億円**

合併症発症予防を推進するため、多くの生活習慣病の病態に共通して慢性炎症が関与している点に着目し、慢性炎症や線維化の制御に有効な革新的治療薬の開発やその効果指標となる分子イメージング技術などの新たなバイオマーカーの開発に取り組む、臨床情報の集積を図ることにより創薬研究や治験を推進し、国内外の糖尿病・脳心血管系の疾患の診療技術を飛躍的に向上させる。

カ 精神・神経疾患 **3億円**

発症前の認知症患者に対する根本的治療薬の開発やこの開発に関連する研究を推進するとともに、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症(ALS)などの神経変性難病に対する成長因子治療などによる画期的治療法の開発を目指した研究を推進する。また、うつ病などの気分障害の客観的診断法や効果的治療法の開発のための臨床研究を推進する。

キ 小児の先天性疾患など **3億円**

小児の先天性疾患について、有効な診断・治療を行い、障害の予防と予後の改善を図るため、遺伝子・細胞治療の基盤整備や母子感染の実態把握を行うとともに、検査・治療の開発研究を推進する。

③臨床研究・治験環境の整備

ア 臨床研究中核病院の整備 **54億円(21億円)**

日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するため、国際水準の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担っている臨床研究中核病院（5箇所のうち、復興分を除く4箇所）について、研究開発の重点領域であるがん・再生医療などの分野で質の高い臨床研究を実施する基盤として中心的役割を果たせるよう、体制強化を図る。

また、難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた臨床研究中核病院を新たに7箇所整備する。

イ 国際水準で実施する臨床研究などの支援 **7億円**

新たに整備する難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援する。

ウ 橋渡し研究などの推進【新規】 **43億円**

国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）の機能を活用し、産官学の連携、海外との連携による共同研究などを推進するとともに、研究所と病院の連携による橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）を推進する。

④審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化など **57億円**

ア 審査基準の明確化 **36億円**

最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを整備する。

また、アカデミアやベンチャーなどによる革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の開発や実用化を促進するため、薬事戦略相談の拡充や出張形式を導入する。

さらに、安全性、有効性や品質管理の評価方法など、開発から市販後安全対策までの規制などについて、科学的合理性などに基づいた整備を行うための研究を推進する。

イ グローバル化への対応 **4.1億円**

日本発の医療機器に関する規格などの国際標準化を推進するため、規格を審議する国際会議や関連する国際シンポジウムに積極的に貢献する。

また、国内で流通する医薬品の製造拠点がアジア地域に加速的に展開していることから、品質確保のための試験検査などの体制を整備する。

ウ 中小・ベンチャー企業などの実用化支援 **2.5億円**

資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、中小・ベンチャー企業などが開発を行う、革新的医薬品・医療機器・再生医療製品に係る相談・承認申請手数料を軽減する。

エ 安全対策の強化 **10億円**

市販後安全対策を強化するため、電子カルテなどの医療情報を活用した、疫学的手法による副作用情報などの収集・分析のためのデータベースの高度化を行う。

また、がんや生活習慣病などに使用される医薬品の長期的な副作用情報を収集し、安全対策の強化を図るため、これらの医薬品を使用している患者を対象に、長期的な薬剤使用の状況を追跡できる新たなデータベースを構築する。

オ 医療機器の特性を踏まえた制度 **3.9億円**

医療機器の審査の迅速化・合理化を図るため、後発医療機器などを対象に登録認証機関を活用した承認・認証制度の拡充を行う。これに向けた環境整備として、登録認証機関による後発医療機器の審査に必要な基準を作成するとともに、既承認品目との性能などの比較ができるデータベースを整備する。

※ 審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化を図るため、審査基準の明確化などの上記各事業の実施に必要な PMDA の体制を整備する。

⑤イノベーションの適切な評価 **95百万円**

疾患毎の費用などを算出するためのデータベースや海外での費用対効果の評価事例を収集したデータベースを整備し、個別の医療技術の費用対効果の評価やその評価手法などの検討を効果的に推進する。

(ii)世界最先端の医療実現 **69億円**

①再生医療の推進【新規】 **37億円**

再生医療の実用化に向け、臨床研究の効率化を促す臨床研究情報ネットワーク基盤や長期的にヒト幹細胞を保存する体制を構築し、臨床研究体制の基盤を整備するとともに、ヒト幹細胞の腫瘍化リスクなどに対する安全性の確保、機能不全となった組織や臓器の個別治療法の技術開発や iPS 細胞などのヒト幹細胞を用いた創薬の基盤となる技術開発に関する個別研究を支援する。

また、再生医療製品の審査の迅速化のため、PMDAの審査員と研究者が一体となり、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを整備する。

市販後安全対策を強化するため、再生医療製品を使用した患者の登録システムを構築する。

②個別化医療(※)の推進 32億円

※ 個別化医療：患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法（オーダーメイド医療）や予防法（個別化予防）

ア 個別化医療推進のためのインフラ整備と研究の推進【一部新規】 27億円(27億円)

国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）で、病態の解明や新たな診断・治療法開発のため、受診患者からバイオリソースや診療情報などを効果的・効率的に収集するとともに、個別化医療の実現に向けた研究開発を推進する。

イ 個別化医療に資する医薬品開発の推進【新規】 5億円

治療薬の効果や副作用を予測し、治療薬の投与が適切な患者の選定を目的とした検査薬の開発を推進する。特に新薬については、当該検査薬との同時開発・同時審査を推進する。

(2)臨床研究中核病院の整備(一部復興)(一部特別重点)(一部前述・58ページ参照) 58億円(26億円)

日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するため、国際水準の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担っている臨床研究中核病院（復興分とあわせて5箇所）について、研究開発の重点領域であるがん・再生医療などの分野で質の高い臨床研究を実施する基盤として中心的役割を果たせるよう、体制強化を図る。

また、難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた臨床研究中核病院を新たに7箇所整備する。

(3)国際水準で実施する臨床研究などの支援【一部新規】(一部復興)(一部特別重点)(一部前述・58ページ参照) 12億円(8億円)

臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援する。被災地では、革新的な医薬品・医療機器創出拠点の形成を通じ、質の高い臨床研究を実施するとともに、産業振興、新産業創出により復興を図ることを目的とする。

(4)早期・探索的臨床試験拠点の整備 28億円(29億円)

世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物を投与したり、医療機器を使用する臨床試験

などの実施拠点となる早期・探索的臨床試験拠点に対し、人材確保、診断機器などの整備、運営に必要な経費について財政支援を行う。

(5) 先進医療評価の迅速化・効率化【新規】 **39百万円**

先進医療の評価・確認手続きの簡素化を図るため、一定の要件を満たす医療機関が医療上必要性の高い抗がん剤に関する先進医療を実施する場合の安全性・有効性について、外部機関による実施計画書の評価体制を整備する。

(6) 日本主導のグローバル臨床研究拠点の整備 **3.7億円(3.7億円)**

国際的な治験・臨床研究の実施により、日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導でグローバル臨床研究を実施する体制を整備する。

(7) 再生医療の推進【一部新規】(一部特別重点)(一部前述・59ページ参照)

44億円(16億円)

再生医療の実用化に向け、細胞情報を収集したヒト幹細胞データベース、臨床研究の効率化を促す臨床研究情報ネットワーク基盤や長期的にヒト幹細胞を保存する体制を構築し、臨床研究体制の基盤を整備するとともに、ヒト幹細胞の腫瘍化リスクなどに対する安全性の確保、機能不全となった組織・臓器の個別治療法の技術開発や iPS 細胞などのヒト幹細胞を用いた創薬の基盤となる技術開発に関する個別研究を支援する。

(8) 後発医薬品の使用促進【一部新規】 **6億円(4.8億円)**

患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発などによる環境整備に関する事業などを引き続き実施する。

さらに、医療関係者が品質に関する情報を簡便に入手することができるよう、データベースを新たに整備し、情報提供の充実を図る。

また、より医療現場に近いレベルで関係者の理解を図るため、都道府県が設置している協議会に加え、市区町村若しくは保健所単位レベルで協議会を設置し、地域住民への働きかけなど地域の実情に応じた取組を強化する。

さらに、医薬品市場のグローバル化が進む中、我が国の後発品メーカーの国際競争力を高めるため海外市場への進出や、バイオ後続品の可能性を見据えた調査・検討事業を行うとともに、安定供給に関する海外の事例調査を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

(9)被災地域の復興に向けた医薬品・医療機器の実用化支援(復興)

10億円(10億円)

革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、産業のさらなる発展や雇用の創出を通じた震災からの復興に貢献することを目指して、被災地域での大学、研究機関発のシーズ開発を後押しし、臨床研究・医師主導治験を支援する。

2 医療提供体制の機能強化

881億円(605億円)

(1)地域医療の強化のための緊急対策(特別重点)

105億円(10億円)

①在宅医療の充実強化

23億円(10億円)

ア 病状急変時の対応などを強化した在宅医療連携体制の推進

20億円(10億円)

在宅医療・介護あんしん 2012 の取り組みを地域全体に拡大していくため、平成 24 年 7 月にとりまとめられた厚生労働省版「提言型政策仕分け」の提言などを踏まえ、市町村などを中心とした多職種協働による医療と介護の連携の下で在宅医療が提供される体制づくりを推進する。特に在宅療養者の病状が急変した場合の対応や、在宅で療養する小児・障害者などを支える広域的な医療・福祉の連携体制の強化を図る。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成 24 年 6 月～7 月実施)の提言関連

イ 小児在宅医療患者の相談支援体制の整備【新規】

1.1 億円

小児在宅患者の保護者の在宅療養への不安感を解消するため、小児在宅患者の症状などに応じて療養上の助言やかかりつけ医などとの調整などを行うための相談支援体制を整備する。

ウ 薬局を活用した薬物療法提供体制の強化【新規】

2 億円

抗がん剤や麻薬など、使い方が難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導など、誰もが安心して在宅で受けられるよう、薬の専門家である薬剤師がチーム医療の一員として、訪問や相談、情報提供をスムーズに行うための体制を整備するなど、地域での適切な薬物療法を推進する。

②へき地や救急医療でのアクセス強化 **82億円(3百万円)**

ア へき地患者の輸送支援【新規】 **1.5億円**

無医地区などのへき地住民に対する医療提供体制の確保を図るため、無医地区などと近隣医療機関を巡回する「患者輸送車(艇)」の運行に必要な経費について財政支援を行う。

イ ドクターヘリ運航体制のさらなる拡充【一部新規】 **81億円(3百万円※)**

(※ほか医療提供体制推進事業費補助金(250億円)の内数)

迅速な医療の提供が必要な全ての国民に、いち早い医療の提供を可能とすることを目指し、ドクターヘリの運航に必要な経費や格納庫などの整備について財政支援を行うとともに、ドクターヘリ事業従事者の研修を行う。

また、災害時でも患者搬送体制を確保するため、災害拠点病院のヘリポート整備について財政支援を行う

(2)地域医療確保対策 **101億円(91億円)**

①地域医療支援センターの整備の拡充 **11億円(7.3億円)**

医師のキャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援するため、都道府県が設置する「地域医療支援センター」の箇所数を拡充し、医師の地域偏在解消に向けた取組を推進する。

②専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた体制整備【新規】 **2.5億円**

医師の質の一層の向上や医師の偏在是正を図るため、専門医に関する新たな仕組みを導入することとし、専門医認定のための基準の検討や研修病院(群)が作成する研修プログラムの認定など、研修実施体制を確保するために必要な経費について、中立的な第三者機関に対して財政支援を行う。

③医療提供体制の在り方などの検討 **26百万円(3百万円)**

医療提供体制に関する喫緊の課題に関して、求められる医療機能の在り方を含め、高度な医療の提供を担う特定機能病院や地域医療の確保のための支援を行う地域医療支援病院の在り方などについて、現状や将来を見据えた医療提供体制の在り方、病院・病床の機能分化・強化の推進などを検討する。

④医療計画の評価などの支援【新規】 **31百万円**

新たに策定する医療計画の評価などに対する支援として、都道府県が医療計画について必要な見直しを行えるよう数値目標や施策の進捗状況を評価・改善するための指標の検討や医療計画の進捗状況などを公表するソフトの開発などを行う。

⑤チーム医療の推進

ア チーム医療の普及推進【一部新規】

2.8億円(2.4億円)

多職種協働のチーム医療の取組を全国に普及させるため、病院団体や各関係職種の職能団体などに委託して複数の医療関係職種の合同研修を行い、職種間の相互理解やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、チーム医療を推進するため、専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的指示を受け、幅広い医行為を含む看護業務を実施できる仕組みの構築に向け、業務の安全性や効果の検証を行う。

イ 看護補助者の活用【新規】

看護職員と看護補助者の業務分担を進め、看護補助者を活用することにより、看護職員の負担軽減に資するとともに雇用の質の向上を図るため、都道府県が看護管理者（看護部長、看護師長など）向けに実施する看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修の実施に必要な経費について財政支援を行う。

（医療提供体制推進事業費補助金（220億円）の内数）

⑥女性医師の離職防止・復職支援

出産や育児などにより離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介や復職後の勤務様態に応じた研修などを実施する。

また、病院内保育所の運営に必要な経費について財政支援を行い、子どもを持つ女性医師や看護職員などの離職防止や復職支援を行う。

（医療提供体制推進事業費補助金（220億円）の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費1.6億円）

⑦看護職員の確保対策の推進

地域医療に従事する看護職員の養成・確保を図るため、看護師等養成所の運営、病院内保育所の運営や新人看護職員研修の実施などに必要な経費について財政支援を行う。

（医療提供体制推進事業費補助金（220億円）の内数の他、医療関係者養成確保対策費等補助金など49億円）

⑧歯科口腔保健の推進【新規】

92百万円

地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制確保、障害者・高齢者施設などの入所者で歯科口腔保健医療サービスを受けることが困難な者

への対応やそれを担う人材の育成、医科・歯科連携の先駆的な取組に対する安全性や効果などの実証などを行う。

⑨歯科診療情報の活用【新規】 **21百万円**

歯科医療機関が電子カルテで保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化とその活用の在り方に関する検討を行うとともに、その内容をモデル事業を通じて実証する。

⑩保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発事業【新規】 **27百万円**

インターネットを介して診療情報のやり取りを行う場合のなりすましや改ざんといったリスクを回避するため、保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について財政支援を行う。

⑪医療情報連携・保全基盤の整備(復興) **9.5億円(9.5億円)**

医療機関の主要な診療データを、平時から標準的な形式で外部保存しバックアップすることにより、災害時にも過去の診療情報を参照できる手段を確保し、継続した医療の提供を可能とするとともに、平常時には連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できる医療情報連携・保全基盤を整備する。

(3)在宅医療の推進 **41億円(30億円)**

①在宅チーム医療を担う人材の育成 **1億円(1.1億円)**

平成24年7月にとりまとめられた厚生労働省版「提言型政策仕分け」の提言内容などに基づき、今後、増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供できるよう、地域で多職種がチームとして協働し、在宅療養生活を支えるための人材を育成する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

②病状急変時の対応などを強化した在宅医療連携体制の推進(特別重点)(再掲・62ページ参照) **20億円(10億円)**

③災害時の安心につながる在宅医療連携体制の推進(復興) **10億円(10億円)**

災害が発生した場合でも在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けられるよう、市町村を中心とした、多職種協働による医療と介護の連携の下で在宅医療が提供される体制づくりを推進するとともに、災害時の在宅医療に必要な備品の整備を併せて行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

④小児在宅医療患者の相談支援体制の整備【新規】(特別重点)(再掲・62ページ参照)

1.1億円

⑤薬局を活用した薬物療法提供体制の強化【新規】(特別重点)(再掲・62ページ参照)

2億円

(4)救急・周産期医療などの体制整備

医療提供体制推進事業費補助金(220億円)の内数の他、医療施設運営費等補助金など40億円

①救急医療体制の充実

救急医療体制の充実・強化を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援を行う。

②救急勤務医の離職防止・確保対策【新規】

1.4億円

救急医療に従事する医師の就労条件の改善、キャリア支援などを通じた離職防止、医師確保対策として、各医療機関で実施されている先駆的な処遇改善方策に対し支援を行うことにより実効性のある方策を収集し、全国の医療機関への周知を行う。

③周産期医療体制の充実

地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターのNICU(新生児集中治療管理室)、MFICU(母体・胎児集中治療管理室)などへの財政支援を行う。

④へき地保健医療対策の推進

37億円(36億円)

へき地での医療提供体制の確保を図るため、総合的な企画・調整を行うへき地医療支援機構の運営や、へき地診療所への代診医の派遣、無医地区などで巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営などに必要な経費について財政支援を行う。

(5)災害医療体制の強化

217億円(2億円)

①災害派遣医療チーム(DMAT)の体制強化

2.1億円(2億円)

災害時に被災都道府県や被災都道府県内の災害拠点病院などとの連絡調整などを担う災害派遣医療チーム(DMAT)事務局について、首都直下型地震の発生を想定し、事務局機能を分散させるため、西日本に拠点を設置する。

②国立病院機構の災害対応設備の充実・強化【新規】(復興)

205億円

国立病院機構の災害拠点病院について、災害に強い次世代型医療情報システムの構築や自家発電設備の更新・増設を実施する。

③災害時に拠点となる薬局の整備【新規】(復興)

5億円

災害時に医薬品などの供給や支援薬剤師受入れの拠点となる薬局の設備を整備し、災害発生初期の医療体制の確保を図る。

④災害時に拠点となる血液センターの整備【新規】(復興)

4.9億円

災害時に血液製剤を供給するための拠点となる血液センターの設備を整備し、災害発生時の血液製剤の安定供給の確保を図る。

3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

10兆5,896億円(10兆2,316億円)

(1)各医療保険制度などに係る医療費国庫負担

10兆5,538億円(10兆1,962億円)

「社会保障・税一体改革大綱」などにに基づき、医療保険制度改革に取り組む。その中で、高齢者医療の支援金の総報酬に応じた負担と併せて、協会けんぽの平成25年度以降の国庫補助についても、予算編成過程で検討する。

(2)高額療養費制度の見直し

高額療養費制度の見直しについては、「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、引き続き、予算編成過程で検討する。

(3)高齢者医療制度の負担軽減措置

現在の高齢者医療制度の負担軽減措置(70歳以上75歳未満の患者負担など)の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

(4)特定健診などの推進

260億円(255億円)

特定健診などの効果の検証に取り組むとともに、引き続き医療保険者に対する特定健診などの費用の助成を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

(5)警戒区域などでの医療保険制度の特別措置(復興(復興庁計上))

98億円(98億円)

現在、東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々に

ついて、医療保険の一部負担金や保険料の免除などの措置を講じた保険者などに対する財政支援を実施しているが、平成25年度の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

4 安心で質の高い介護サービスの確保

2兆5,824億円(2兆4,314億円)

(1) 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進(一部特別重点)

63億円(26億円)

(i) 認知症施策推進5か年計画の着実な実施【新規】(特別重点) 37億円

認知症施策検討プロジェクトチームがとりまとめた「今後の認知症施策の方向性について」や認知症高齢者数の将来推計を基に策定した「認知症施策推進5か年計画」の着実な推進のため、全国の自治体で認知症の人とその家族の支援体制を計画的に整備する。

① 標準的な認知症ケアパスの作成・普及

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、市町村で、地域の実情に応じて、その地域ごとの認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ)の作成・普及を行う。

② 認知症の早期診断・早期対応の体制整備(初期集中支援チームの設置など)

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、看護職員、作業療法士などの専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターなどに配置する。また、いわゆる「身近型認知症疾患医療センター」の機能(早期診断・早期支援、危機回避支援)について、認知症サポート医の活動状況なども含めた調査を行い、検証を実施する。

③ 地域での生活を支える医療・介護サービスの構築

ア 一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進

一般病院や介護保険施設などの職員に対して行動・心理症状などで対応困難な事例へのアドバイスや研修を行う。

イ グループホームなどでの在宅生活継続支援のための相談・支援

「グループホーム」「小規模多機能型居宅介護」の事業所などが、その知識・経験・人材などを生かして、在宅で生活する認知症の人やその家族への相談や支援を行う。

④地域での日常生活・家族の支援の強化や医療・介護サービスを担う人材の育成

ア 認知症地域支援推進員の設置

市町村などに認知症地域支援推進員を配置し、各種サービスのネットワークを構築し、認知症の人とその家族への効果的な支援を行う。

イ 高齢者虐待防止対応の推進

市町村で高齢者の虐待防止のための対応マニュアルの作成やネットワークの構築の推進などを行う。

ウ 市民後見人の育成とその活動への支援

市町村で市民後見人を育成するとともに、地域での市民後見活動の仕組みづくりの推進を図る。

エ 認知症の人の家族への支援

認知症に関する知識の習得や情報交換を行う「家族教室」や誰もが参加でき集う場である「認知症カフェ」などで認知症の人とその家族の支援を行う。

オ 認知症ケアに携わる多職種の協働研修などの実施

市町村で認知症ケアに携わる医療、介護従事者の双方が共通して理解しておくべき基礎的知識に関する研修などを行う。

⑤地域ケア会議の活用推進

医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を図る。

(ii) 認知症施策の総合的な取組

26億円(26億円)

「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施のため、広域的な観点から支援が必要となる若年性認知症施策や一般病院勤務の医療従事者向けの集合研修などの実施に必要な経費について財政支援を行う。

(2) 持続可能な介護保険制度の運営 **2兆5,463億円(2兆4,033億円)**

社会保障・税一体改革に掲げられた地域包括ケアシステムの実現に向け、各保険者が作成した「第5期介護保険事業計画」に基づく介護サービスの実施などに必要な経費を確保する。

(3) 地域での介護基盤の整備 **60億円(57億円)**

都市型軽費老人ホームなどの整備に必要な経費について財政支援を行う。

また、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続することができるよう、定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護などの介護サービスをワンストップで提供する「都市型ケアステーション」や、農作業・ものづくりなどの「生産活動」の場となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備に必要な経費について財政支援を行う。

(4) 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 **83百万円(83百万円)**

介護や医療の現場での福祉用具や介護ロボットなどの実用化を支援するため、開発実証研究の環境整備の推進を図る。

(5) 介護職員の研修に係る代替職員の確保【新規】 **2.4億円**

介護職員のキャリアアップを推進し、介護労働分野での人材の定着を図るため、介護サービス事業者が介護職員として働く者を外部研修などに派遣する際、必要な代替職員を確保する場合に必要な経費を補助する。

(6) 適切なサービス提供に向けた取組の支援 **125億円(153億円)**

介護支援専門員の資質向上を図るため、体系的な研修事業を行い、必要な知識・技術の修得を図る。また、介護サービス情報公表制度の着実な実施を図るため、都道府県が行う調査・公表事務や実施体制整備などの取組を支援する。

※ なお、平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、ユニットケアの指導者や介護相談員指導者の養成研修事業を廃止するとともに、認定調査員等研修事業については、介護認定審査会委員研修に重点化するなどの対応を行う。

(7) 介護施設・事業所などの災害復旧に対する支援(復興(復興庁計上))

36億円

東日本大震災で被災した介護施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(8) 介護などのサポート拠点に対する支援(復興(復興庁計上)) **30億円**

被災3県(岩手、宮城、福島)の応急仮設住宅に入居された高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の設置・運営に必要な経費について、引き続き財政支援を行う。

(9) 警戒区域などでの介護保険制度の特別措置(復興(復興庁計上)) **44億円(44億円)**

現在、東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を講じた保険者などに対する財政支援を実施しているが、平成25年度の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

5 福祉・介護人材の確保対策の推進 1,635億円(2,091億円)

(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充【新規】(再掲・49ページ参照) **8.3億円**

(2) 介護職員の研修に係る代替職員の確保【新規】(再掲・70ページ参照) **2.4億円**

(3) 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化(再掲・39ページ参照)
(「業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進(5.3億円)」(再掲・46ページ参照)の一部(0.8億円)を含む。) **31億円(54億円)**

(4) 成長分野での離職者訓練の推進(再掲・40ページ参照) **1,479億円(1,945億円)**

(5) 政策課題に沿った人材育成への支援(再掲・40ページ参照) **115億円(91億円)**

第2 健康で安全な生活の確保

新型インフルエンザ対策の強化や予防接種の推進などの感染症対策、女性のためのがん検診や緩和ケアの推進などのがん対策、肝炎治療促進のための環境整備などの肝炎対策、難病等の各種疾病対策などを推進する。

また、健康危機管理対策、輸入食品などの食品の安全対策、食品中の放射線物質対策、食中毒対策などを推進する。

1 新型インフルエンザなどの感染症対策 142億円(134億円)

(1) 新型インフルエンザ対策の強化【新規】 6.2億円

平成 24 年 5 月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザが発生した際に速やかにプレパンデミックワクチンを接種する必要がある社会機能維持者などが従事する事業者は、厚生労働大臣の登録を受けることになっていることから、登録事業者を管理するための基盤整備などを行う。

(注) 抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチンの備蓄に係る経費の取扱については、予算編成過程で検討する。

(2) 予防接種の推進【一部新規】 14億円(11億円)

平成 24 年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会より今後の予防接種制度の在り方全般について提言された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に基づき、定期接種ワクチンの追加などを内容とする予防接種法の改正について検討し、必要な措置を講ずる。

(注) 概算要求額については、副反応報告制度の法定化など予防接種法改正に伴う必要経費を要求。

(3) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進 10億円(10億円)

HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）への感染対策と、これにより発症する ATL（成人 T 細胞白血病）や HAM（HTLV-1 関連脊髄症）の診断・治療法などに関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策が連携し、HTLV-1 関連疾患研究領域として総合的な推進を図る。

(1) がんに対する質の高い医療提供体制の構築(特別重点) 129億円**①がんの早期発見【新規】** 116億円

死亡率が上昇している女性特有のがんの早期発見のため、子宮頸がん検診について、細胞診に加えて新たに HPV 検診を 30 代の女性に実施するなど、特に罹患率の高い年代の女性の乳がん・子宮頸がん検診を重点的に実施する。

②がんと診断された時からの緩和ケアの推進【新規】 8.2億円

平成 24 年 6 月に閣議決定した「がん対策推進基本計画」で、「診断時からの緩和ケアの推進」が重点課題に掲げられていることに基づき、がん診療連携拠点病院で、がん性疼痛の緩和に関する相談支援事業や地域性に配慮した強固な緩和ケア診療体制を構築するための緩和ケアセンターの整備を行う。

また、同センターで、がん性疼痛による緊急入院に対応するための緩和ケア病床を確保する。

③がん患者などの治療と職業生活の両立【新規】 5.1億円

「がん対策推進基本計画」などに基づき、就労継続などを希望するがん患者に対し、がん診療連携拠点病院などの相談支援センターで、「治療と職業生活の両立」に関する各種相談支援や適切な情報提供を行うため、相談支援体制や就労支援機関などとの連携の強化を図る。

また、がん診療連携拠点病院で、がん患者を取り巻く就労問題の実態を把握・分析し、ニーズを明らかにするための調査を実施し、がん患者・医療従事者などに対する情報提供の在り方について提言を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成 24 年 6 月～7 月実施）の提言関連

(2) 小児がん対策の推進【一部新規】 4.8億円

「がん対策推進基本計画」に基づき、小児がんの診療や緩和ケアを行う医療従事者の育成と小児がん患者への相談支援や療育環境を確保するためのプレイルームの運営などを推進するとともに、小児がん拠点病院を統括し、小児がん患者や臨床試験の情報集約、小児がんに関する情報発信、診療実績などのデータベースの構築、コールセンターなどによる相談支援などの機能を担う中核的な機関として、小児がんセンター（仮称）を整備する。

(3) がん治療薬創薬研究の推進(特別重点)(一部前述・56ページ参照)

50億円

平成24年6月に決定した「医療イノベーション5か年戦略」に基づき、難治性がんや小児がんを含む希少がんなどを中心に、抗体医薬などの分子標的薬や核酸医薬、がんペプチドワクチンなどの創薬研究に関して、適応拡大も含め、国際水準の非臨床試験や医師主導治験を強力に推進する。また、早期診断を可能とする革新的な診断方法(診断薬など)の実用化へ向けた研究を推進する。

(4) 禁煙対策の強化【新規】

1.6億円

「がん対策推進基本計画」や「健康日本21(第2次)」(※)で、たばこをやめたい人を支援して喫煙率を平成34年までに12%まで低下させることを目標としていることに基づき、がん診療連携拠点病院に「たばこ相談員」を配置し、禁煙に関する電話相談や禁煙に係る最寄りの医療機関などの情報提供を行う(たばこクイットライン)。

※「健康日本21(第2次)」:国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から34年度までの国民健康づくり運動を推進するもの。

3 肝炎対策

242億円(239億円)

(1) 早期発見・早期治療の促進のための環境整備

148億円(178億円)

肝炎患者への医療費の助成に必要な経費を確保し、引き続き適切な医療の確保や受療促進を図るとともに、治療を要する方が適切な治療を開始できるようサポートする。

また、肝炎ウイルス健診の個別勧奨を引き続き実施するなど、肝炎ウイルス検査の受検促進を図る。

(2) 肝炎治療研究などの強化【一部新規】(一部特別重点)(一部前述・57ページ参照)

81億円(49億円)

平成24年6月に決定した「医療イノベーション5か年戦略」に基づき、B型肝炎の新規治療薬の開発などを目指した創薬研究の推進を図るとともに、C型肝炎ウイルスなどの持続感染機構の解明や肝硬変の病態の進展予防、新規治療法の開発を目指した研究を行い、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究、行政研究などを推進する。

また、肝炎研究の中核施設による先進的な臨床研究を行うことのできる体制整備を図る。

(3) 肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進【新規】

1億円

肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎に係る正しい知識を持ち、自ら積極的に早期発見・早期治療に向けて行動変容していく新たな国民運動を展開する。

(4) 肝炎患者の就労に関する相談支援体制の強化【新規】(特別重点)

1.3億円

「肝炎対策基本指針」などに基づき、就労継続などを希望する肝炎患者に対し、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターなどで「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うため、相談支援体制や就労支援機関などとの連携の強化を図る。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成24年6月～7月実施）の提言関連

4 難病などの各種疾病対策、移植対策、健康増進対策

602億円(580億円)

(1) 難病対策

469億円(459億円)

① 難病患者の生活支援などの推進

356億円(356億円)

難病対策については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）と「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日四大臣合意（内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣））に基づき、引き続き、予算編成過程で検討する。

(注) 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、「今後の難病対策の在り方（中間報告）」（平成24年8月16日）がとりまとめられた。

【参考】 社会保障・税一体改革大綱（抄）

3. 医療・介護等②

(12) 難病対策

- (3)の長期高額医療の高額療養費の見直しのほか、難病患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えるため、医療費助成について、法制化も視野に入れ、助成対象の希少・難治性疾患の範囲の拡大を含め、より公平・安定的な支援の仕組みの構

築を目指す。

また、治療研究、医療体制、福祉サービス、就労支援等の総合的な施策の実施や支援の仕組みの構築を目指す。

☆引き続き検討する。

②難病に関する調査・研究などの推進【一部新規】(一部特別重点)(一部前述・57ページ参照) 113億円(102億円)

難病の革新的診断・治療法の開発を促進するため、平成24年6月に決定した「医療イノベーション5か年戦略」に基づき、創薬研究をはじめ、再生医療技術を用いた研究や個別化医療に関する研究を総合的・戦略的に推進するとともに、国際ネットワークへの参加などを通じて、難病対策の国際的連携の構築を図る。

また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病の医薬品や医療機器を開発する企業などに対する支援の強化を図る。

(2)各種疾病対策 64億円(65億円)

①エイズ対策の推進(一部特別重点)(一部前述・57ページ参照) 57億円(57億円)

平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、HIV検査・相談について、利便性に配慮した体制の整備、検査の必要性が高い対象者や当該対象者の多い地域の重点化など、効率的・効果的な施策の推進を図る。

また、「医療イノベーション5か年戦略」に基づき、HIV感染症のまん延の防止に資する、世界初のエイズ予防ワクチンの開発を進めるとともに、新たなHIV治療薬や合併症の治療薬の開発を行い、HIV感染症の長期予後の改善を図る。

②リウマチ・アレルギー対策の推進 4億円(5.9億円)

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法などの研究を推進するとともに、医療従事者の資質向上や医療連携体制の確保などに努める。

③腎疾患対策の推進 2.1億円(2.4億円)

慢性腎臓病(CKD)に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、慢性腎臓病患者に対する生活、食事指導、医療従事者への研修や正しい知識の普及などに努める。

(3) 移植対策 **32億円(27億円)**

①造血幹細胞移植対策の推進【一部新規】(一部特別重点) **24億円(18億円)**

骨髄移植、末梢血幹細胞移植や臍帯血移植の3種類の移植法について、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な方法で移植を実施できる体制を整備するため、ドナーと患者の移植後の健康状況の把握、分析のための取組の支援、造血幹細胞移植拠点病院の整備、末梢血幹細胞移植を普及させるための体制整備を行うとともに、より安全に臍帯血移植を実施していくための共同事業を支援するなど、造血幹細胞移植の一層の推進を図る。

②臓器移植対策の推進 **6.7億円(7億円)**

改正臓器移植法の施行に伴い、脳死下臓器提供事例が着実に増加しているなか、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する人を増員(35人→38人)するとともに、引き続き臓器移植の普及啓発を推進する。

(4) 健康増進対策 **37億円(30億円)**

①健康づくり・生活習慣病対策の推進【一部新規】 **20億円(17億円)**

健康寿命の延伸を実現することなどを目的とした「健康日本21(第2次)」を着実に推進するため、国民一人ひとりが日々の生活の中で自発的に健康づくりの具体的な行動を起こしていけるよう、地域で日頃の健康づくりに対する助言などを行う人材(健康サポーター)の養成や民間企業との連携をさらに推進し、健康づくりの国民運動化を推進する事業などを実施する。

②生活習慣病予防に関する研究などの推進 **17億円(12億円)**

ア 生活習慣病の新規治療薬の開発など(一部特別重点) **13億円(12億円)**

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病などの合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスの構築を目指す。

イ 新規治療薬の臨床応用に向けた基盤整備【新規】(特別重点) **4.4億円**

糖尿病の新規治療薬の臨床応用に向けた糖尿病患者の血糖管理状況、合併症の発生状況などの臨床情報の集積や医療従事者の研修などを行う糖尿病診療管理拠点病院を整備する。

5 健康危機管理対策の推進

8.2億円(6.5億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

4.5億円(4.6億円)

感染症・バイオテロリズムの発生に備えた初動体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化などに資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備

3億円(1.1億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築などを行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成などを行う。

(3) 国際健康危機管理対策の推進

75百万円(83百万円)

国外での未知の感染症が疑われる事例の調査で、WHOなどが編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元などを行う。また、国内外で分離される病原体のゲノム情報の解読、その情報のデータベース化や疫学調査などへの利用を推進する。

6 保健衛生施設などの災害復旧に対する支援(復興(復興庁計上))

7.3億円

東日本大震災で被災した保健衛生施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

7 食の安全・安心の確保

129億円(130億円)

(1) 輸入食品の安全確保対策の推進

105億円(101億円)

輸入食品が増加する中で、検疫所のモニタリング検査について、食品群ごとの輸入

量、違反率などにに基づき必要とされる検体数を考慮して、体制整備を行いつつ適切に実施する。

また、輸出国での食品安全対策の実施状況に関する計画的な調査などを行い、輸入食品の安全確保対策を推進する。

(2) 食品中の放射性物質対策の推進(復興(一部復興庁計上))

4. 3億円(7. 2億円)

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、平成 24 年 4 月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国で流通段階での買上調査を実施するなどの対策を行う。

また、各自治体のモニタリング検査が円滑に実施できるよう、検査機器の整備に対する補助を行うほか、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

(3) 食中毒対策の推進

67百万円(74百万円)

近年の大規模・広域化した食中毒事件の被害拡大防止のため、菌株収集などによる原因究明調査を行うとともに、担当官を現地に派遣し疫学調査の支援を行うなど、食中毒対策を推進する。

(4) 残留農薬等の安全確保対策の推進

9. 3億円(10億円)

① 残留農薬等のポジティブリスト制度などの推進

7. 6億円(8. 8億円)

平成 18 年度の「ポジティブリスト制度(※)」の導入の際に設定した農薬などの基準について、引き続き、着実な見直しを進めるとともに、食品添加物について、国際汎用添加物(※)の迅速な指定や安全性確保の取組を推進する。

※ポジティブリスト制度：食品中に残留する農薬などについて、残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売などを禁止するもの。

※国際汎用添加物：国際的に安全性が確認され、欧米で広く使用が認められており、国が主体的に指定に向けた検討を進めるもの。

② 食品汚染物質に係る安全確保対策の推進

50百万円(50百万円)

食品中の汚染物質対策について、重金属、かび毒などの汚染実態や摂取量の調査などを行い、基準の設定や見直しなどの安全性確保の取組を進める。

③ 食品用容器包装等の安全確保対策の推進

85百万円(84百万円)

食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施などにより具体的なデータの蓄積を行い、欧米などで導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

また、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル（※）について、溶出試験の実施などにより具体的データの蓄積を行い、リスク管理手法の検討を進める。

※ナノマテリアル：大きさが100ナノメートル以下の小さな物質（ナノとは1ミリの100万分の1）。

④健康食品の安全確保対策の推進 **33百万円(33百万円)**

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分についての安全性試験や分析調査を行う。

(5)食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進
9百万円(11百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。

(6)食品の安全の確保に資する研究の推進 **8.6億円(9.8億円)**

食中毒の予防や食品中の化学物質への基準設定などの課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

8 水道事業の適切な運営など **671億円(582億円)**

(1)安全で安心できる水道水の供給に向けた高度浄水処理の推進(重点)
30億円

有機化学物質や病原性原虫などによる水質汚染への対処の必要性が高まる中、平成24年5月に利根川水系でホルムアルデヒドによる水質汚染事故も発生したことから、同様の水質汚染事故を未然に防止し、水道水の安全性の確保、安定供給を図るため、緊急的に市町村での高度浄水施設の整備を推進する。

(2)水道事業の適切な運営 **185億円(206億円)**

水道の広域化と水道施設の適切な更新を進めるとともに、水道水による健康リスク低減のため、引き続き水道水質基準の検討、水質検査体制の精度確保を図る。

(3)水道施設の防災対策(復興) **256億円(176億円)**

東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が

高いと想定される地域での水道施設の耐震化を推進する（基幹管路の耐震化率31%：平成22年度）。

- (4) 水道施設の復旧・復興(復興(復興庁計上))** **200億円(200億円)**
東日本大震災の津波などで甚大な被害を受けた地域で、都市計画の見直しを伴うなど、通常の原因復旧では対応できない水道施設の復旧・復興を図る。

9 生活衛生関係営業の指導や振興の推進など

27億円(26億円)

- (1) 生活衛生関係営業の指導や振興の推進【一部新規】** **26億円(24億円)**
中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興と、衛生的で安心できるサービスの提供を推進するため、全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能の強化を図り、各生活衛生同業組合が連携して行う地域の活性化を図るなどの事業に対する支援・指導を行う。

- (2) 被災した生活衛生関係営業業者への支援(復興(復興庁計上))** **1.4億円(1.4億円)**
東日本大震災により被災した営業業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業業者の営業再開を支援する。

10 B型肝炎訴訟の給付金などの支給

572億円(345億円)

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けられた人々への給付金などの支払いに万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用を積み増しする。

11 原爆被爆者の援護【一部新規】 1,477億円(1,478億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進する。

また、「原爆体験者等健康意識調査報告書」等に関する検討会の報告書の趣旨に基づき、広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対して、不安軽減のための取組を推進する。

12 ハンセン病対策の推進 381億円(388億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」などに基づき、ハンセン病療養所の入所者への必要な療養の確保、退所者などへの社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発などの施策を着実に実施する。また、ハンセン病療養所での歴史的建造物などの保存に向けた取組を推進する。

13 カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施 【一部新規】 6.3億円(2.1億円)

カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性から、油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり19万円）を支給するとともに、研究・検診・相談事業を推進する。

14 血液製剤対策の推進 3.2億円(4.2億円)

血液製剤の安全性の向上を図るため、未知の感染症などの新たなリスクの早期探知、

リスク評価や安全対策の効果の検証などを適切に実施する体制を強化する。

また、将来の献血の担い手となる若年層の献血者の増加を図るため、新たに、高校生に対して学校教育を通じて献血思想の普及啓発を行う取組みや、大学生などの学生ボランティアを育成する取組みなど、若年層対策を強化する。

15 違法ドラッグを含む薬物乱用・依存症対策の推進

9.5億円(9.0億円)

(1) 違法ドラッグ対策の強化

2.5億円(1.6億円)

社会問題化している違法ドラッグの乱用を食い止めるため、指定薬物や麻薬への新規物質の指定の迅速化、包括指定を見据えた分析体制などの充実強化、乱用防止のための情報収集提供や啓発などの取組を強化する。

(2) 薬物などの依存症対策の推進

51百万円(53百万円)

地域での薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、実施自治体で毎年度当初に「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施する。また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、家族支援員による相談支援のほか、関係者や依存症家族に対しての研修を行う。

第3 障害者支援の総合的な推進

障害者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の共生社会の実現に向け、障害があっても当たり前に関わり、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者などへの支援施策の推進などを図る。

また、平成 25 年4月から施行される障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業における必須事業の拡充や障害福祉サービスの基盤整備を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進

1兆3,825億円(1兆2,744億円)

(1) 障害者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備(障害者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の共生社会の実現)【新規】(重点) 120億円

「障害者総合支援法」の理念に基づき、障害者などが当たり前に関わり、地域で暮らし、社会参加できる共生社会の実現に向け、障害者などの社会参加の機会と住まいを確保するため、障害者の地域生活の支援を担うことができる人材の育成・活用など、障害者の日常生活や社会生活を支援するため、意思疎通支援を行う人材の養成や意志決定支援を行う後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用などを実施する。

また、グループホームなどの「住まいの場」の整備促進、身近な地域での支援体制強化の拠点となる児童発達支援センターの整備促進や、小規模グループによる療育ケアを推進する。

(2) 良質な障害福祉サービスの確保 8,207億円(7,434億円)

障害者などが地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】(一部重点)(一部前述・84ページ参照) 480億円(450億円)

移動支援や意思疎通支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村などでの事業の着実な実施や定着を図る。

また、児童発達支援センターについて、発達障害を含む多障害対応や早期専門対応

などの機能強化を図る。さらに、障害者総合支援法で必須事業化された意思疎通支援を行う人材の養成や意思決定支援を行う後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用など、障害者の社会参加を支援する。

(4)障害者への良質かつ適切な医療の提供 **2,199億円(2,057億円)**

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5)障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部新規】(一部重点)(一部復興)(一部前述・84ページ参照) **153億円(117億円)**

第3期障害福祉計画に基づき、障害児・者の地域移行を進め、生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

また、グループホームなどの「住まいの場」の整備や、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

さらに、障害福祉サービス事業所や障害児施設などに障害児・者の緊急の受入が可能となる設備を備えるなど、防災拠点としての整備を推進する。

(6)障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進 **4.1億円(4.2億円)**

都道府県や市町村で障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、家庭訪問や関係機関職員への研修、障害者虐待の通報義務などの制度の周知などによる支援体制の強化を図る。

(7)障害者スポーツに対する総合的な取組などの推進 **8.5億円(8.5億円)**

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会）でのメダル獲得に向けたトップレベルの競技者に対し活動費を助成するとともに、障害者スポーツ指導員の有効活用を図り、地域での障害者スポーツの参加機会を推進することにより、障害者スポーツの振興を図る。

(8)障害支援区分の施行に向けた所要の準備 **3.1億円(1億円)**

障害者総合支援法に規定された「障害支援区分」の平成26年4月からの施行に向け、新たな調査項目による認定調査や調査結果に基づく障害支援区分の判定（一次、二次）に関するモデル事業や、市町村が使用する判定ソフトの開発など、所要の準備を行う。

(9) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業 22億円(22億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いなどのことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行う。

(10) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援(復興(復興庁計上)) 26億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(11) 障害福祉サービスの再構築支援(復興(復興庁計上)) 15億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(12) 警戒区域などでの障害福祉制度の特別措置(復興(復興庁計上)) 16百万円(16百万円)

現在、東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を実施しているが、平成25年度の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

286億円(275億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備 7.5億円(7.9億円)

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

20億円(20億円)

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組むとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化などにより、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

2.1億円(3.3億円)

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援などを行い、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

なお、平成24年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、地域コーディネーター事業について廃止するとともに、高齢・長期入院患者に対する退院支援事業については、当該事業を行っていない医療機関を対照群として設定し、対照群調査による比較を行うなど、その事業効果を検証する。

(4) 認知行動療法の普及の推進

1億円(98百万円)

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法(※)の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備

1.1億円(1.1億円)

近年必要性が高まっているPTSD(心的外傷後ストレス障害)対策を中心とした事故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」で、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など

235億円(236億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備により、社会復帰の促進を図る。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流により、医療の質の向上を図る。

(7)被災地心のケア支援体制の整備(復興(復興庁計上)) **18億円**

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県(岩手、宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」で、精神保健福祉士などの専門職種による自宅や仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

3 発達障害者など支援施策の推進 **9億円(8.7億円)**

(1)発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

2.8億円(3.5億円)

①支援手法の開発、人材の育成

2.2億円(2.7億円)

生涯を通じて適切な支援が受けられるよう、発達障害者に対する各ライフステージに応じた支援手法を開発するモデル事業を実施する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターなどで、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

②発達障害に関する理解の促進

57百万円(71百万円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置された「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(2)発達障害者の地域支援体制の確立

1.9億円(2億円)

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を行うため、都道府県などに設置された「発達障害者支援体制整備検討委員会」などの取り組みについて支援する。

また、都道府県などで、ペアレントメンター(※1)の養成とその活動を調整する人の配置、健診などでのアセスメントツール(※2)の導入を促進する研修会の実施など

を行う。

※1 ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援 **3. 8億円(2. 7億円)**

市町村で、発達障害などに関して知識を有する専門員が保育所などを巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う（113市町村→160市町村）。

4 障害者への就労支援の推進 **242億円(233億円)**

(1) 障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現) **(再掲・37ページ参照)** **226億円(219億円)**

①障害者権利条約の批准などに向けた障害者雇用促進制度の見直し【一部新規】
41百万円(11百万円)

②中小企業への支援などの強化や、地域の就労支援力の更なる強化【一部新規】
88億円(82億円)

③障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化【一部新規】
36億円(30億円)

④障害者の職業能力開発支援の充実 54億円(55億円)

(2) 工賃向上のための取組の推進【一部新規】 **5. 1億円(4億円)**

障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上のため、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とした「工賃向上計画（24年度～26年度）」による支援を行う。

特に、障害者優先調達推進法(平成25年4月1日施行)の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化を図る。

～施策横断的な課題への対応～

1 社会保障に対する国民の理解の推進 3.4億円(3.5億円)

(1) 社会保障教育の推進 20百万円(16百万円)

社会保障と税の一体改革をはじめ、社会保障に関する国民の理解と協力を得ることがますます重要になっていることから、各地域に根ざした形で、民間団体や企業などの「新しい公共」を担う主体により、体験学習を含めた実践的な社会保障教育を試行し、その検証を進めることにより、社会保障教育のより効果的な展開を図る。

(2) 社会保障分野での情報化・情報連携の推進 3.2億円(3.3億円)

「社会保障・税に関わる番号制度」の円滑な施行に資するとともに、社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術的要件の明確化、技術開発などや制度面の検討を行う。

※ 「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づく新たなシステム導入に伴う経費などの平成25年度の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

2 国際問題への対応 168億円(152億円)

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進 15億円(15億円)

① 世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力などの推進 10億円(11億円)

WHOへの拠出などを通じ、国際社会で日本の知見に期待が寄せられる高齢化対策や、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(全ての人が最低限の医療を平等に受けられる概念)の達成に向けた取組、アジア地域やアフリカ地域での感染症対策事業、食品安全・医療安全事業などを推進する。

② 国際労働機関(ILO)などを通じた国際協力の推進 5.2億円(3.6億円)

G20サミット首脳宣言などで合意された「社会的保護の床」(※)の確立支援などのため、ILOなどへの拠出を通じ、日本の蓄積する経験・知見を活用し、ILOの専門性を活かした「アジアにおける社会的保護制度整備支援事業」やアジア地域での若年

者雇用対策支援などを実施し、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力を推進する。

※「社会的保護の床」：国内の状況・発展段階に応じて設ける最低限の社会保障を指す。国連、G20、ILOなどで議論が深められてきている。

(2) 高齢化対策に関する国際貢献の推進【一部新規】 47百万円(29百万円)

高齢化対策の日本の先進的な知見・経験を活用し、アクティブ・エイジング（健康寿命を伸ばし、すべての人々が老後に生活の質を上げられること）に関する国際貢献戦略の策定、国際会議を通じたASEAN諸国との知見の共有とニーズの把握、対象国のニーズ分析などに基づくプロジェクト形成支援を行う。

(3) 放射性物質による食品などの汚染に対する取組みへの WHO などによる支援（復興） 94百万円(95百万円)

WHOや国際がん研究機関（IARC）が食品などに関する検査などに対して助言や諸外国から信頼される情報発信などの支援を行うに当たり必要な費用を拠出する。

(4) 開発途上国向け医薬品開発の促進（特別重点）（一部前述・57ページ参照） 7億円

国、日本の製薬企業、民間基金が連携して資金を拠出し、熱帯病などの医薬品の研究開発や製品化を促進する。

(5) 外国人労働者問題などへの適切な対応 25億円(26億円)

「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）」（平成24年8月27日策定「外国人との共生社会」実現検討会議）などに基づき、以下の施策を実施する。

①外国人の適正な就業の促進【一部新規】 10億円(11億円)

労働局が主体となって関係機関との連携を強化し、適正かつ安定した就労につながるよう、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。

また、高度外国人材活用のための実践マニュアルについて、企業のニーズに対応した内容に見直し、高度外国人材の活用・定着の促進を図る。

②日系人などの定住外国人に対する職業訓練の推進 6.7億円(6.5億円)

就労準備研修について、各地域のニーズを勘案しながら、介護などの雇用創出が見込まれる分野の専門コースを拡充する。

また、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置など定住外国人に配慮した職業訓練を実施する。

③外国人労働者の労働条件の確保

72百万円(73百万円)

外国人労働者の労働条件をめぐる相談事例の外国語による情報提供を行うなど、外国人労働者の労働条件の確保を図る。

④技能実習制度の適切な運用

4.1億円(4.3億円)

監理団体や実習実施機関（技能実習生の受入れ機関）への巡回指導、技能実習生への母国語相談などを引き続き実施し、技能実習生が修得した技能の適切な評価を促進することにより、適正で実効ある技能移転に向けて制度を運用する。

⑤技能評価システムの移転など職業能力開発分野の国際協力の推進【一部新規】

3億円(3.2億円)

日本の技能評価システムの開発途上国への移転を引き続き実施する。

また、ASEAN 向けの職業訓練指導員マニュアルの開発・普及などの国際機関を通じた協力、職業訓練指導員の能力向上への支援など、開発途上国の人材育成に協力する。

(6)経済連携協定の円滑な実施

3.8億円(3.8億円)

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の学習支援を行う。また、資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施など）を行う。

3 科学技術の振興

1,710億円(1,525億円)

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）、「第 4 期科学技術基本計画」（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）や東日本大震災の発生などに基づき、復興・再生並びに災害からの安全性向上への対応や医療イノベーションに重点化して科学研究などを推進する。

- ・ 東日本大震災からの復興や大規模災害などへの対応に関する研究の実施(復興)

25億円(25億円)

東日本大震災からの復興を早期に遂げるとともに、地震、津波などによる自然災害から国民の生命などを守り、より安全かつ豊かで質の高い国民生活を実現するため、必要な研究を行う。